

まくべつ

第 5 9 号

令和4年3月発行

農業委員会だより



北京五輪出場選手へのオンライン応援



出場選手の表彰式（写真：AFP＝時事）



忠類ナウマン全道そり大会（2月20日）



紙面あない

農業政策等に関する意見書を提出	2P
年金相談会を開催、農業者年金比較情報	3P
農地賃借料情報	4P
農地所有適格法人報告書、農地移動状況	5P
農地の権利の移転等、農業振興公社からお知らせ	6P
家族経営協定	7P
のうち知つく情報、各種申請	8P

編集・発行

幕別町農業委員会

幕別町本町130番地1

Tel 0155-54-6625

忠類支局

幕別町忠類錦町439番地1

Tel 01558-8-2111

農業政策等に関する意見書を提出



毎年、農業委員会では町に対して農業政策等に関する意見書を提出しています。

令和三年十一月三十日、農業委員会の谷内会長、鯖戸会長職務代理者、帰山農政部長が、役場2階応接室で飯田町長に意見書を提出しました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業支援を含めた国や北海道に対しての働きかけや、本町における各種施策の推進について要請しました。

さらに議長室を訪れ寺林議長に町へ意見書を提出したことを報告しました。

町からは令和四年一月二十一日に意見書に対する回答があり、第十九回農業委員会総会で報告されました。

I 国等への要請事項

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業支援について
- 2 自然災害による農業被害対策について
- 3 農業基盤整備事業予算の確保について
- 4 所有権移転による農地利用集積の推進等について

II 町への農業施策の要望事項

- 1 担い手・労働力の確保について
- 2 有害鳥獣の駆除対策について
- 3 町民と食・農とのつながり（食育）の推進について
- 4 IT技術などの先進技術の導入促進について
- 5 農業委員会関係予算の確保等について



寺林議長に提出したことを報告

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。全国農業新聞は、農業委員会で購入の申し込みを受け付けています。お電話等でお申し込みください。

- ◆発行日：毎週金曜日
- ◆購読料：月700円（送料、税込）
- ◆発行：全国農業会議所



HPはこちら

HPアドレス
<https://www.nca.or.jp/shinbun/>
メール gyoumu@nca.or.jp
FAX 03-3261-5132

「農業者年金説明会及び相談会」を開催

令和3年12月2日に農業者年金受給予定者を対象とした農業者年金説明会及び相談会が開催されました。

説明会は、北海道農業会議農業者年金相談指導員の野澤信義氏を講師に迎え、農業者年金制度の概要、新年金の経営継承の方法や留意点などについて説明を受けました。

また、説明会終了後の個別相談会では、参加者は年金受給予定額や農地を処分する方法と時期、処分する際の注意点などについて説明を受けました。



比べてみると・・・ 農業者年金と他の年金との比較

「農業者年金に加入して豊かな老後を」「農業者年金で老後の生活を安心サポート」など農業者年金についてPRされていますが、他の年金と比べてどのようなのでしょうか。

以下は、農業者年金と他の年金について比べた表です。ぜひ皆さんご検討ください。

	農業者年金	国民年金 基 金	個人年金保険		個人型確定拠出 年金 (iDeCo)
			(定額型)	(変額型)	
保険料(掛け金)の助成	一定期間国庫補助あり	なし	なし		なし
保険料の税の優遇	全額所得控除対象 (年804,000円限度)	全額所得控除対象 (年816,000円限度)	個人年金保険料控除(所得税40,000円、住民税28,000円) ※平成24年1月1日以降の契約が対象		全額所得控除対象 (年816,000円限度、付加年金を支払っている場合は年804,000円)
将来の年金額	年金額は積立額(国の助成を含む)に運用益が加わった額	加入口数により契約時に年金額が確定	最低保証予定年率が決められている場合は、契約時に最低限保証された年金額が確定	運用により年金額が増減する	運用により年金額が増減する
年金に対する税	公的年金等控除	公的年金等控除	雑所得		公的年金等控除
事務費負担	なし	あり	あり		あり
死亡一時金	あり	あり	あり		あり
解約・脱退	できる(脱退一時金ではなく年金として受取り)	できない	できない		できる
国民年金の付加年金	加入が義務付けられている	基金の1口目に加入が義務付けられている	第1号被保険者の加入は任意		特に定めなし

※「令和元年度全道農業者年金研究会」資料から引用

令和3年1月～12月分

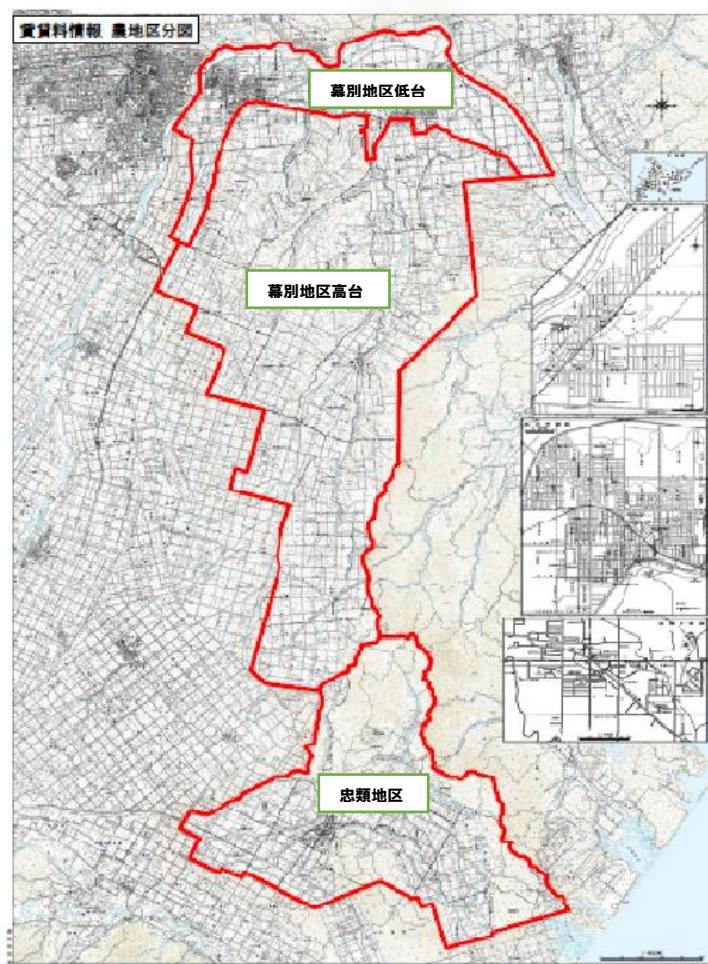
農地の賃借料情報について

農業委員会では、農地法の規定により農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の賃借料情報を提供しています。

令和3年1月から12月までに締結された賃貸借契約による賃借料水準（10アール当り）は、次のとおりですので、賃貸借契約を締

結する際の参考にしてください。

なお、平均額の2倍以上の賃借料で締結しようとする、周辺の賃借料を引き上げる恐れがありますことから、農業委員会は指導を行うことになっていきますので、ご注意ください。



1 普通畑

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区低台	10,000(↑)	16,000	3,300	153
幕別地区高台	7,500(↓)	11,000	2,700	293
忠類地区	3,400(↓)	5,500	2,300	69

2 牧草畑

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区低台	5,100(→)	7,700	4,000	なし
幕別地区高台	4,600(↑)	6,800	3,000	17
忠類地区	3,000(↑)	3,500	2,500	45

※牧草畑：幕別地区低台は、事例がないため平成23年の賃借料を記載しています。

○幕別地区低台：新川の一部、明野の一部、軍岡の一部、相川、猿別の一部、千住の一部、依田の一部、途別の一部、幕別・札幌市街地

○幕別地区高台：上記地区と忠類地区を除いた地区

決算が終わったらすぐに

農地所有適格法人報告書の提出を！

農地所有適格法人は、農地法で定められている要件を満たした、農地を借りること、買うことができる法人です。

農地所有適格法人は農地法の規定により、毎年「農地所有適格法人報告書」を経営地の所在する全ての農業委員会に提出しなければなりません。

報告書を提出されないと、農地の権利を取得する場合に支障を来すことになりますので、必ず提出されるようお願いします。

提出する書類

- ・農地所有適格法人報告書
- ・報告する事業年の農業収入額が分かる書類
⇒損益計算書など

【新規に設立または内容に変更があった場合】

- ・定款、株主または組員名簿の写し

提出期限

法人の毎事業年度の終了後3か月以内（例えば決算期が12月末の場合は3月末まで）

提出先

- ・農業委員会
- ・農業委員会忠類支局

※ 報告書の様式は、農業委員会にあります。

また、町ホームページからもダウンロードできます。

令和3年1月から12月までの農地移動状況

項 目			令和3年		令和2年		前年比	
区 分	移動事由		件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
農地法第3条	所有権の 移転	売 買	16	67.35	21	105.47	△5	△38.12
		贈 与	1	0.65	7	51.39	△6	△50.74
	賃借権の設定		49	326.63	42	265.46	7	61.17
	使用賃借権の設定		20	576.12	29	875.48	△9	△299.36
	地役権の設定		0	0	0	0	0	0.00
農地中間管理機構 特例事業(道公社)	買 入		11	85.39	15	159.47	△4	△74.08
	売 渡		8	126.77	19	199.54	△11	△72.77
農用地利用集 積計画	所有権の移転		19	96.83	10	39.24	9	57.59
	利用権の設定(賃借権)		130	711.41	91	430.49	39	280.92

農地を売買または貸借するには？

農地を耕作するために売ったり（貸したり）、買ったり（借りたり）する場合、幕別町では農業委員会に農地法第3条の許可申請をするか、幕別町農業振興公社に申し出をして農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により権利の移転・設定をすることができます。

	農地法第3条	農業経営基盤強化促進法
権利の受け手を選ぶことは？	農地の出し手が自由に選ぶことができます。	公社に受け手の選定を委任するので選ぶことはできません。
農地の価格の決定は？	出し手・受け手双方の合意で、自由に決められます。 ただし、賃借料は地域の2倍以上は農業委員会の指導で設定できません。	公社の農地利用調整会議で、農地の状況、近傍価格を参考に決定されます。
手続きの方法は？	売買または貸借契約書を作成し、農地法第3条の許可申請書を作成の上、農業委員会に提出します。 行政書士に委任する方法もあります。	出し手は公社に売渡・貸付の申し出をします。 受け手は公社に買受・借受の申し出をします。
賃貸借の場合、契約期間が満了すると？	その期間の満了の1年前から6ヵ月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件で、さらに更新したものとみなされます（法定更新といいます）。	契約期間が満了したら自動的に賃貸借関係が終了し、農地は出し手に戻ります。
譲渡所得税の特別控除	特にありません。	800万円 ※北海道農業公社に売り渡す場合 ⇒1,500万円

幕別町農業振興公社からのお知らせ

農地中間管理事業とは、農地バンクが農地を貸したい農業者等（出し手）から長期に借り入れ、規模拡大や新規参入を希望する担い手（受け手）へ農用地の集積・集約化を進める事業です。

なお、借り受けを希望される場合は、事前に申し出が必要となります。

- 借受希望申出書の提出は、随時受け付けています。
- 借受希望申出書を提出していない場合や借受希望の有効期限が切れている場合は、貸付地が出されたとしても、借り受けを希望することはできませんのでご注意ください。
- 借受希望の有効期限は、申し出から5年間です。なお、期間満了前には、幕別町農業振興公社から更新のお知らせをいたします。
- 申し出の内容については、農地中間管理機構（北海道農業公社）ホームページ等での公表に同意していただきます。
- ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

＜公益財団法人 幕別町農業振興公社 電話 57-2711 FAX 57-2716＞

= 家族経営協定について =

魅力的な農業経営は、家族の話し合いから始まります。夢のある元気な農業経営のために、家族経営協定を結んでみませんか。

◇家族経営協定ってなに？

家族経営協定とは、農業経営や生活・将来の目標について家族みんなで話し合い、意欲とやりがいを持って農業を行うためのルールです。締結後は家族みんなで実行し、経営と家族の状況に合わせて定期的に見直しをすることが大切です。

幕別町では現在、後継者の就農や新規就農などをきっかけに経営の目標や役割分担などを話し合い、協定を締結した家族は令和3年12月末現在で96戸となっています。

◇制度上のメリットはあるの？

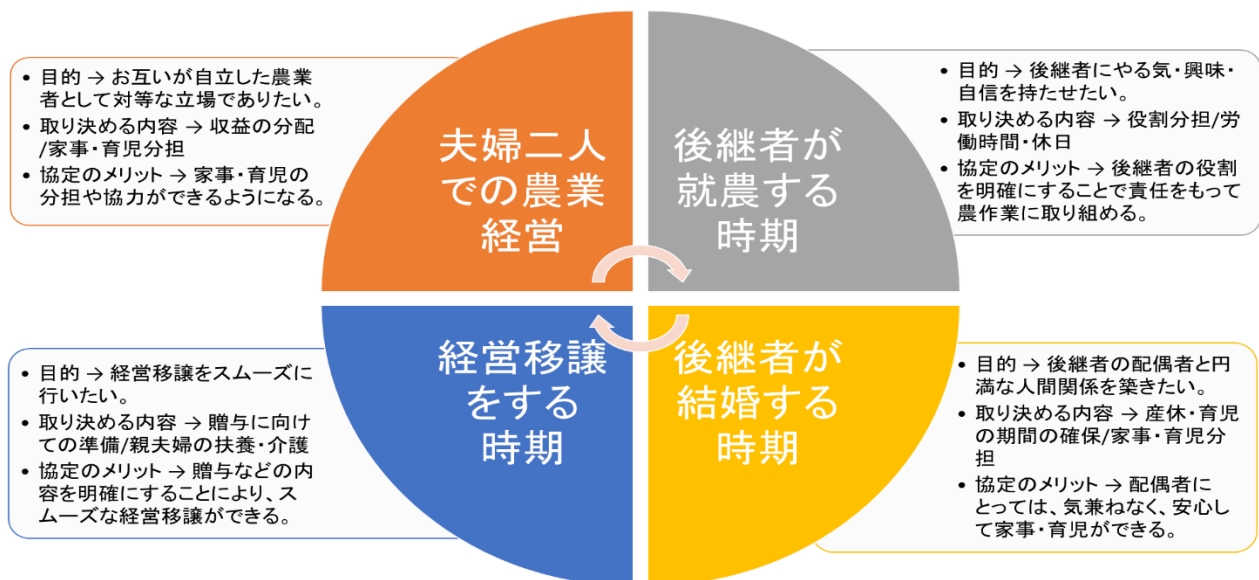
家族経営協定を締結し、経営主とともに経営に参画している配偶者や後継者に対しては認定農業者制度、農業者年金制度などにおいて次のようなメリットがあります。

①認定農業者の共同申請ができます。

②農業者年金保険料に対して、一定割合の国庫補助が受けられます。

◇どんなきっかけで家族経営協定を結んでいるの？

家族経営協定を締結するきっかけや見直すタイミングは、次のような場合があります。



◇家族経営協定を結ぶにはどうすればいいの？

家族経営協定を締結する手順は、次のようになります。

ステップ1 お互いの負担や悩みを伝えましょう

・自分の現状や、日々どんなことを思っているのか、お互いの気持ちを伝えましょう。

ステップ2 内容を考えましょう

・家事・育児・介護など、現在の仕事の分担度合いについても話し合い、負担の軽減や効率化できるかなどの解決方法を考えてみましょう。

ステップ3 協定を結びましょう

・取り決めを確かなものにするため文書化して、第三者である「ゆとりみらい21推進協議会」などの立会いのもとで協定を結びましょう。

ステップ4 定期的に見直しましょう

・締結された内容が実行されているか、定期的に見直しましょう。また、経営と家族の状況にあわせて、協定を見直すことも大切です。

(次ページに続く)

◇協定書を作るにはどうすればいいの？

協定書の作成は、町、JA、農業委員会などで構成する「ゆとりみらい21推進協議会」がお手伝いします。

協定書の雛形などもありますので、新たな締結や締結後の見直しを考えている方は、所属するJAまたは事務局までお気軽にご相談ください。

ゆとりみらい21推進協議会 営農環境対策専門部会事務局（幕別町経済部農林課農政係）
電話：0155-54-6605 FAX：0155-54-5564 メール：noseikakari@town.makubetsu.lg.jp

のうち知っく情報 vol.3

相続登記が義務化されると聞きましたが、今後どうなるのでしょうか？

令和3年4月21日に通常国会で可決成立され、同月28日に公布された民法及び不動産登記法の改正法により、これまで義務のなかった不動産の相続登記が、今後義務化されることになりました。（今はまだ義務がありません）

相続登記は令和6年4月1日から義務化（※1）されることになり（改正法施行）、また、過去の相続にも適用されます（遡及適用）。

（※1 令和3年12月14日に関係政令が閣議決定され、同月17日に公布されました。）

改正内容は、次のようになります。

- ①「相続登記」については、3年以内に申請をしなければなりません（法改正前の不動産も対象）。
- ②「相続人申告登記（新設：遺産分割協議が整わない場合等）」は3年以内の申告が必要です。
- ③「登記名義人の氏名、住所変更登記」については、2年以内に申請をしなければなりません。

なお、正当な理由がなく不動産登記を放置したりすると、例えば、上記①「相続登記」の場合、罰則として10万円以下の過料が課されることとなりますので注意が必要です。

今後相続が発生した場合や過去の相続登記をしていない場合は、早めに法務局で手続きを済ませましょう！

．．．．．◇
委委委委委副委◇
員員員員員員長報
員員員員員員長員◇

黒澤井 佐 帰 吉
田 邊 田 森 藤 山 田
龍 佳 留 勤 雅 茂 正
司 範 吉 子 典 義 宏

各種申請は毎月10日までに

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、転用など）や地目の現況証明願いの締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は直後の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会事務局に申請をしてください。（電話での事前照会・予約をお勧めします。）

申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

【幕別町のトップページ】

観光・商業ビジネス ⇒ 農業 ⇒ ○農業委員会
⇒ ○各種様式を順にクリック